

事務連絡  
令和2年12月3日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであります。廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

さて、本年12月1日の閣議後閣僚懇談において西村国務大臣から改めてテレワークの実施の推進等の発言があり、これを受け、同日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添①事務連絡が発出されました。

そのため、廃棄物処理業者の皆様におかれましては、廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にしていただきながら、オフィス部門等の可能な範囲で、テレワーク実施の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

また、同室から「冬場における『喚起の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」のリーフレット<sup>i</sup>についても別添②のとおり周知されております。事業所等における喚起の実施の際に御参照ください。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業にこれらの内容について周知くださいますようお願いいたします。

---

<sup>i</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15102.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)

人と人との接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、  
①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、  
②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、  
という2点へのご協力をよろしくお願ひします。

事務連絡  
令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：[reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp](mailto:reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp)  
[yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp](mailto:yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp)  
[shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp](mailto:shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp)  
[daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp](mailto:daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp)  
[hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp](mailto:hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp)  
[takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp](mailto:takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp)

令和二年十二月一日（火）閣僚懇  
西村国務大臣発言要旨

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
- 一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。
- 二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。
- 三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。
- 四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくるとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行つなど、適切に御対応いただきますようお願ひいたします。

## ～ 商業施設等の管理者の皆さんへ ～

### 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

### 推奨される換気の方法

#### ① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。  
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

#### 窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

## 空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から**10m<sup>2</sup>(6畳)**程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。

※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

## ② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、**必要換気量(一人あたり毎時30m<sup>3</sup>)**を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を**18°C以上かつ40%以上**に維持すること。

### 参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- ・ 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度(415ppm～450ppm程度)に近いことを確認してください。
- ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
- ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- ・ 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
- ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げるることはできないためです。